

で脅威となった。海外では、馬用不活化ワクチンが米国農務省(USDA)の共同開発で2001年に緊急承認販売されるようになり、我国でも2002年から緊急防疫用資材として本ワクチンの国家備蓄がなされてきた。今般、国内で初めて、ウエストナイルウイルス感染症(油性アジュバント加)不活化ワクチンが製造販売承認されたので、その概要について紹介する。

1. 成分及び分量

本ワクチンはウエストナイルウイルスVM-2株をサル腎(Vero)細胞で増殖させたウイルス液をホルマリンで不活化し、SPオイルアジュバントを添加したものである。

2. 用法及び用量

1mLを3~6週間隔で2回、筋肉内注射し、追加接種は1年毎に1mLを筋肉内注射する必要がある。

3. 効能又は効果

馬におけるウエストナイルウイルスによるウイルス血症の予防

4. 特筆すべき使用上の注意

- (1) 本剤の使用にあたっては、「ウエストナイルウイルス感染症防疫マニュアル」に従い、家畜防疫員の指導の下、ワクチンを接種した当該馬のワクチン接種歴について確実に記録し、保存すること。
- (2) 注射前には問診や視診により対象馬の健康状態について検査し、注射適否の判断を慎重に行うこと。
- (3) 副反応としては、接種部位の腫脹、疼痛及び一過性の発熱を示す場合がある。
- (4) 本剤を肉用馬に使用する場合には、と畜場出荷前120間は注射しないこと。

(ウイルス製剤第1検査室長 衛藤真理子)
(現 ウイルス製剤検査室長)

鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン

(平成19年1月15日承認)

高病原性鳥インフルエンザが続発し、発生農場における鶏群の迅速な淘汰が困難となった場合にのみ、国及び都道府県の指導・管理の下で使用することを目的として、本病のH5亜型に対応する鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン輸入3製剤が平成16年12月13日付で承認されている。一方、1回注射後短期間で抗体応答がみられ、十分な免疫効果が得られるような製剤を目標として、国内4所社による開発がなされ、H5亜型に対応するワクチン及びH7亜型に対応するワクチンがそれぞれ承認された。新たに承認された各ワクチンの概略を、以下に示す。

1. 成分及び分量

発育鶏卵で増殖後、不活化した低病原性鳥インフルエンザウイルスH5N1亜型A/duck/Hokkaido/Vac-1/04(H5N1)株160,000HA単位以上/500mL(1,000羽分)あるいはH7N7亜型A/duck/Hokkaido/Vac-2/04(H7N7)株160,000HA単位以上/500mL(1,000羽分)に油性アジュバントを混合した不活化ワクチンである。

2. 用法及び用量

4週齢以上の鶏の脚部筋肉内に0.5mL/羽を注射する。

家畜伝染病予防法第3条の2に基づき規定される高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に従い使用すること。

3. 効能又は効果

鳥インフルエンザ(今回承認された製剤については、それぞれH5亜型あるいはH7亜型のいずれか一方)の発症予防及びウイルス排泄の抑制。

4. 特筆すべき使用上の注意

- (1) 本剤は家畜伝染病予防法第50条の規定に基づき農林水産大臣が指定する動物用生物学的製剤であるので、その使用に関しては都道府県知事の許可を受けること。
- (2) 本剤は食鳥処理場出荷前20週間は注射しないこと。
- (3) 本剤は肉用鶏(種鶏を除く)には使用しないこと。
- (4) 本剤注射後、まれに注射部位の一過性の腫脹、硬結や食欲減退、産卵開始時期の遅延等が認められる場合がある。

(鶏病製剤検査室長 鈴木祥子)
(現 細菌製剤検査室長)